

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	都市計画事業認可地内における土地の形質の変更等の認可	
根拠法令・条項	都市計画法第65条第1項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>本条の許可を必要とする「都市計画事業の施行の障害のおそれとなる場合」とは、事業計画に照らして当該土地の形質の変更が物理上及び経済上、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある場合をいう。本条の許可は、当該許可が事業認可がなされ、事業の施行が具体的に確定している時点で行われることから、本来、事業施行の障害となる行為を認めるべき必要性がないため、原則として不許可にするものとする。ただし、次の場合、市長は、許可をすることがある。(1) 施工者が事業施行の促進が図れなくしてに事業施行期間が長引いている場合で、申請に係る行為は社会通念上妥当なものと認められるとき。(2) 申請に係る行為が現在の土地利用の維持管理的なものであって、やむを得ないと認められるとき。(3) その他市長が事情を勘案し、やむを得ないと認めるとき。なお、必要に応じ、都市計画法第79条の規定により都市計画上必要な条件を付すことがある。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	